

株 主 各 位

大阪市西淀川区御幣島五丁目4番14号

フジコピアン株式会社

代表取締役社長 赤 城 貴太郎

第66回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第66回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年3月29日(火曜日)午後5時45分までに到着するように、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年3月30日(水曜日)午前10時
2. 場 所 大阪市西淀川区御幣島五丁目4番14号
フジコピアン株式会社
本社 4階ホール
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第66期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第66期(自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件
- 第8号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第9号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

-
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ホームページ (<http://www.fujicopian.com/>) に掲載させていただきます。
 3. 本招集ご通知に際しまして提供すべき書類のうち、「連結注記表」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第16条の規定にもとづき当社ホームページ (<http://www.fujicopian.com/>) に掲載しております。したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、金融政策を主とした経済政策などを背景に企業業績、雇用情勢に改善が見られ、景気は全体として緩やかな回復基調となりました。しかしながら、米国が利上げ時期を模索していたことや、中国経済の減速懸念が強まったことなどから、景気の動向は依然として先行き不透明な状況で推移しました。

当グループを取り巻く事業環境は、主力のバーコード用リボン、修正テープの市場は堅調に推移している反面、スマートフォン・タブレット端末等の電子材料分野向けの機能性フィルム「F I X F I L M」の市場においては、依然、厳しい販売競争・価格競争が続いております。

このような環境のなか、当グループは、経営基盤の強化、技術革新による新製品の開発および新市場の開拓を重点課題とし、多様化・高度化する顧客のニーズに対応するための新規・新製品開発およびバーコード用リボン、修正テープ、「F I X F I L M」など主力製品の国内外での拡販活動に積極的に努めてまいりました。

また、生産面におきましては、海外生産拠点であるエフシー ベトナム コーポレーション(当社子会社)の活用強化による生産の効率化、グループ全体でのコスト削減の推進による収益の改善に取り組んでまいりました。

この結果、連結売上高は、主力製品を中心とした拡販活動に努めましたが、84億9千8百万円(前年同期比9.0%減)となりました。

利益面におきましては、円安による原材料価格の上昇などがありましたが、グループを挙げた生産の効率化によるコスト削減に努めた結果、営業利益は1億4千3百万円(前年同期比47.2%増)、経常利益はユーロ安による為替差損の計上などがあり、1億1千8百万円(前年同期比40.4%減)となりました。当期純利益は当社のソフトウェアの廃棄等による固定資産廃棄損の計上などがあつた一方で、当社の固定資産(土地)の譲渡等にもなう固定資産売却益の計上などにより、2億8百万円(前年同期比78.0%増)となりました。

品目別売上高の状況は、次のとおりであります。

サーマルトランスファーマEDIAは、主力のバーコード用リボンを中心に拡販に努めましたが、43億5千4百万円(前年同期比3.4%減)となりました。

インパクトリボンは、市場の縮小傾向が続くなか、選択と集中にもとづく営業活動を展開しましたが、11億9千3百万円(前年同期比18.8%減)となりました。

テープ類は、市場価格の低下などがあり、18億4千4百万円(前年同期比1.8%減)となりました。

機能性フィルムは、電子材料分野を中心とした拡販活動に努めましたが、販売競争、価格競争の激化により、3億6千8百万円(前年同期比41.9%減)となりました。

その他は、7億3千8百万円(前年同期比13.1%減)となりました。

売上高の内訳は次のとおりであります。

品 目 別	金 額	構 成 比
サーマルトランスファーマディア	4,354 <small>百万円</small>	51.2 %
インパクトリボン	1,193	14.0
テープ類	1,844	21.7
機能性フィルム	368	4.3
その他	738	8.7
合 計	8,498	100.0

(2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資は、総額5億3千万円で、その主な内容は当社岡山工場における生産設備の増強であり、これにかかる資金は自己資金を充当しております。

(3) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

(4) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(5) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

(7) 対処すべき課題

今後の経営環境につきましては、国内では緩やかな景気の回復基調が続くものの、不安定な為替の動向、中国経済の減速が国内外の経済に与える影響など懸念材料も多く、予断を許さない状況が続くものと思われま。

こうした環境のなか、当グループは、技術を基礎として顧客・市場のニーズを掘り起こす創造型企業として、顧客満足の一層の向上とともに収益の拡大に努めてまいります。生産面におきましては国内外の拠点について、より効率的な活用を推進するとともに、当社固有技術を活かした特長ある製品の開発に注力し、付加価値の高い製品の販売による収益の確保を図ってまいります。

(8) 財産および損益の状況

区 分	平成24年度 第 63 期	平成25年度 第 64 期	平成26年度 第 65 期	平成27年度 第 66 期 (当連結会計年度)
売 上 高	9,783	9,643	9,338	8,498
経 常 利 益	381	216	198	118
当 期 純 利 益	40	65	117	208
1株当たり当期純利益	2円59銭	4円17銭	7円62銭	13円58銭
総 資 産	15,915	15,531	16,859	18,111
純 資 産	8,787	8,984	9,024	9,469
自 己 資 本 比 率	55.2 %	57.8 %	53.5 %	52.3 %

(9) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出資比率	主 要 な 事 業 内 容
フジコピアン (HK) リミテッド	1,955千香港ドル	100.00 %	各種インクリボンの販売
エフシー ベトナム コーポレーション	1,700千米ドル	100.00	各種インクリボンの製造・販売
富士加工株式会社	70,000千円	100.00	各種インクリボンの加工

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④ その他

フジコピアン (USA) インクは、清算手続き中であります。

(10) 主要な事業内容

当グループは、下記製品・商品の製造および販売を主要な事業内容としております。

品 目 別	主 要 製 品 ・ 商 品
サーマルトランスファーマEDIA	サーマルリボン、サーマルカーボンコピー
インパクトリボン	布リボン、フィルムリボン、リインクユニット
テープ類	修正テープ、テープのり
機能性フィルム	「FIXFILM」
その他の	各種カーボン紙

(11) 主要な事業所

① 当 社 本 社 大阪市西淀川区御幣島五丁目4番14号

② 国 内 営 業 拠 点

当 社 本 社 (大阪市)

当 社 東 京 支 店 (東京都)

③ 海 外 営 業 拠 点

当 社 欧 州 支 店 (英 国)

フジコピアン(HK)リミテッド(中 国)

④ 生 産 拠 点

当 社 岡 山 工 場 (岡山県勝田郡)

富士加工株式会社(岡山県勝田郡)

エフシーベトナムコーポレーション(ベトナム)

⑤ 研 究 所

当 社 本 社 (大阪市)

(注) 登記上の本店所在地は、平成28年1月27日付で本社事務所の所在地である大阪市西淀川区御幣島五丁目4番14号に変更しました。

(12) 従業員の状況

区 分	従業員数	前連結会計 年度末比増減
男 性	285 ^名	増 5 ^名
女 性	231	減 1
合 計	516	増 4

(注) 上記従業員数は、臨時従業員106名を除いて算出しております。

(13) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	2,769 <small>百万円</small>
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	1,217
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,056
株 式 会 社 池 田 泉 州 銀 行	579

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 60,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 17,894,877株（自己株式2,560,968株を含む）
- (3) 株 主 数 1,462名（前期末比63名減）
- (4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
鈴 花 株 式 会 社	2,582 <small>千株</small>	16.84 %
東 京 海 上 日 動 火 災 保 險 株 式 会 社	1,098	7.16
ト ー ア 再 保 険 株 式 会 社	1,093	7.12
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	762	4.97
オ ー ・ ジ ー 株 式 会 社	654	4.26
赤 城 耕 太 郎	531	3.46
赤 城 貫 太 郎	499	3.25
フ ジ コ ピ ア ン 従 業 員 持 株 会	438	2.86
株 式 会 社 百 十 四 銀 行	319	2.08
前 川 貞 夫	314	2.04

(注) 持株比率は、自己株式（2,560,968株）を控除した発行済株式数（15,333,909株）により算出しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権に関する重要な事項

- ① 現に発行している新株予約権
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

氏名	地位および担当	重要な兼職の状況
赤城 貴太郎	代表取締役社長 兼 ソリューション本部長	富士加工株式会社 取締役会長 フジ コピアン (HK) リミテッド 取締役会長 エフシー ベトナム コーポレーション 取締役会長
赤城 耕太郎	取締役上席執行役員 経営企画室長	鈴花株式会社 代表取締役 オー・ジー株式会社 社外取締役
榎園 克巳	取締役上席執行役員 ソリューション本部長 代行兼 第一営業部長 兼 第二営業部長 兼 東京支 店長	フジ コピアン (HK) リミテッド 取締役社長
福井 三和	取締役	
根来 俊彦	常勤監査役	
大和 実	監査役	
杉谷 公伸(※)	監査役	
飯田 敏康(※)	監査役	

- (注) 1. (※)印は社外監査役であります。
2. 当社は、株式会社東京証券取引所に対して、社外監査役杉谷公伸氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 平成27年3月26日開催の第65回定時株主総会において、榎園克巳、福井三和の両氏は新たに取締役に選任され就任しました。
4. 監査役杉谷公伸氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
5. 監査役飯田敏康氏は、他社において長年役員および管理職を務め、豊富な実務経験を有しております。

(2) 当事業年度中に退任した取締役の氏名等

氏名	退任時の地位および担当	退任日	退任理由
中島昭彦	常務取締役	平成27年3月26日	任期満了
近藤喜章	常務取締役	平成27年3月26日	任期満了
福井三和	取締役	平成27年12月31日	辞任

(3) 責任限定契約の内容の概要

氏名	責任限定契約の内容の概要
杉谷公伸	当社は、会社法第427条第1項および当社定款にもとづき、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。
飯田敏康	同上

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	人数(名)	支給額(年額)	摘要
取締役	6	百万円 110	取締役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の定時株主総会において年額3億6千万円以内と決議されております。
監査役 (うち社外監査役)	4 (2)	百万円 28 (10)	監査役の報酬限度額は、平成19年3月29日開催の定時株主総会において年額6千万円以内と決議されております。
合計	10	百万円 139	

(注) 支給額には当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額9百万円(取締役7百万円、監査役2百万円)が含まれております。

(5) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先と当社との関係
該当事項はありません。
- ② 主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
監査役	杉谷公伸	当事業年度開催の取締役会16回の内15回に出席し、独立のおよび中立的な立場から公正な意見表明を行い、かつ取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会15回の内15回に出席し、監査の方法およびその他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見表明を行うとともに監査に関する重要事項の協議等を行いました。
	飯田敏康	当事業年度開催の取締役会16回の内14回に出席し、独立のおよび中立的な立場から公正な意見表明を行い、かつ取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、当事業年度開催の監査役会15回の内15回に出席し、監査の方法およびその他の監査役の職務の執行に関する事項について、意見表明を行うとともに監査に関する重要事項の協議等を行いました。

- ③ 社外取締役を置くことが相当でない理由
当社は、社外取締役の導入を図ることがコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実、強化に資するものと考え、適任者について慎重に検討してまいりましたが適切な候補者が見つからなかったことから、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。
今般、監査等委員会設置会社への移行も含め、第66回定時株主総会において2名の社外取締役の選任議案を上程する予定であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---|-------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 23百万円 |
| ② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 23百万円 |

- (注) 1. 当社監査役会は、取締役会、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行の状況や報酬見積の算出根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人等による監査等を受けております。
3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度にかかる報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合、またはより適切な監査体制の整備が必要であると判断する場合は、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定にもとづき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(4) 会計監査人が現に受けている業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の概要

- | | |
|--------|---|
| ① 処分対象 | 新日本有限責任監査法人 |
| ② 処分内容 | 契約の新規の締結に関する業務の停止（平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3ヶ月間） |

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は取締役会において「業務の適正を確保するための体制」の整備にかかる当社の基本方針を決議しております。

また、当該決議を実効たらしめるための諸委員会、諸規程等の整備を次に記載のとおり実施しております。

① 当社および当社子会社（以下、当グループといいます。）の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、「倫理綱領」および「フジコピアン社員倫理行動基準」を当グループの各取締役が遵守しコンプライアンスの徹底を図ることを求めるとともに、取締役会において取締役の職務執行がそれに反していないことを監督しております。

全役職員に対する啓蒙活動として、「コンプライアンスハンドブック」の適宜改訂、配布、全役職員対象のコンプライアンス講習会の開催をしており、コンプライアンス規程に従いコンプライアンス委員会を随時開催し、コンプライアンスプログラムの実行状況をモニターすることとしております。

会社に重大な影響をおよぼす事案に対する取締役の職務の執行に際しては、取締役会、常務会、運営会議、経営会議等において方針等を慎重に検討の後決定しております。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に対する体制

取締役は、取締役会議事録、経営会議議事録や稟議決裁書類その他その職務の執行にかかる情報を取締役会規程、稟議規程、決裁規程、その他社内規程の定めるところに従い文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存し管理しております。

取締役および監査役は、取締役の行った決定に関する情報、稟議書その他会社規程により定める文書を常時閲覧することができます。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理規程に従い、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し必要に応じてリスク管理体制の見直しおよび事業継続計画（BCP）の定期的な改訂をしております。各部門から選出したメンバーによるリスクマネジメントワーキンググループが各部門の業務に付随したリスクの評価と対策を検討しており、リスクマネジメント委員会が全社的な視点でこれを補い具体的な活動の管理をしております。

取締役会は、定期的あるいは問題発生時にその状況につきリスクマネジメント委員会から報告を受け必要な対策や再発防止策を決定することとしております。BCPにつきましては毎年12月に改訂の可否を問わず見直しを定期的に行っているほか、随時、リスクマネジメント委員会の上申によりBCPの改訂を承認し、当社の事業継続体制の強化を図っております。さらに子会社のリスク管理につきましては、子会社管理規程に定める内部監査を通じて業務上のリスクの未然の防止に努めるものです。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
目標管理制度、予算制度により年度計画を明確化し、取締役会、経営会議等でこれを決定するとともに、その執行状況を追跡し必要な修正を行い、また、取締役会においてその目的に沿った組織編成や人事を行うことにより効率的な職務の執行を行っております。
また、取締役の職務については職務権限規程、決裁規程、その他関連する規程の定めに従いその権限の明確化を図るとともに、職務の執行が効率的に行われる体制を確保しております。また、子会社管理規程にもとづき決裁手続、決裁権者を明瞭にすることで当グループ全体の効率的な業務執行体制の確保を図っております。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、「倫理綱領」、「フジコピアン社員倫理行動基準」を定めこれを社内にて徹底するとともに社内における内部通報制度を設けコンプライアンスに対する意識の日常化を図っております。
内部監査（および内部統制）を充実させるために社長直轄の内部監査部門の体制充実を行い当社のみならずグループ各社の内部統制監査を通じてコンプライアンス活動を強化しております。
- ⑥ 下記イ、ロ、ハおよびニの体制その他の当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
イ、当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
ロ、当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
ハ、当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
ニ、当社の子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社は、取締役会等において子会社管理規程に定めるとおり、子会社管理業務担当部門長である管理部長より各子会社の業績、財政状態および重要な事項について報告を受けております。
また、上記ロ、ハ、ニについては前記③、④および⑤項のとおりグループ一体となった体制を構築しております。
なお、海外子会社につきましては、所在国の法令規則ならびに商慣習等の遵守を優先させ、可能な範囲で本方針に準じた体制をとることとしております。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人（補助使用人）を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、その内容につき協議のうえ要望に沿うよう取り計らうこととしております。

- ⑧ 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項
補助使用人を置く場合、取締役はその業務の性格に留意し、その人事上の異動や評価については監査役会の同意のうえでこれを行います。
- ⑨ 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、
イ. 当該使用人に対する指揮命令権は監査役にあることを確保し、
ロ. 上記にかかわらず、監査役以外からの当該使用人に対する業務執行命令が必要である場合には、監査役からの指揮、命令に背反するものでない限りかかる業務執行命令は有効なものとし、
ハ. 当該使用人へ必要な調査権限、情報収集権限を付与するものとします。
- ⑩ 下記イ、ロおよびハの体制その他の監査役への報告に関する体制
イ. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制
ロ. 子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員その他これらに相当する者および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告するための体制
ハ. 前各号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社および当社子会社の役職員は、当社の監査役会に対し法定の事項に加え当社および子会社に重大な影響をおよぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報内容を速やかに報告することとしております。
監査役から要求があった事項についても、資料の提供を含めその内容を報告することとしております。
当社は、監査役へ報告を行った当社および当社子会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および当社子会社の役職員に周知徹底します。
- ⑪ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社は、監査役がその職務の遂行にあたり、会社法第388条にもとづく費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該請求が不適当なものであると認められた場合を除き、速やかに当該請求に応じるものとします。
- ⑫ その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役に対し、必要に応じて弁護士、公認会計士など外部の専門家から監査業務にかかる助言を受ける機会を確保しております。
監査の実効性を高めるために監査役と代表取締役社長との間で監査上の諸問題等について定期的に話し合う機会を持っております。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた体制

当社は、「倫理綱領」および「フジコピアン社員倫理行動基準」ならびに「経営理念ハンドブック」および「コンプライアンスハンドブック」において反社会的勢力に対して毅然とした態度を取ること、および反社会的勢力とは一切関係を持たないことを定めております。

また、当社は、反社会的勢力による被害を防止するために「大阪府企業防衛連合協議会」および同協議会傘下の各種協議会に加盟しており各会で開催される研修会に積極的に参加し、企業防衛に関する必要な情報の収集に努めております。

万一、不当な要求があった場合には、警察署等と連絡を密に取り、不当要求には断固応じないという姿勢で取り組んでまいります。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)および「会社法施行規則等の一部を改正する省令」(平成27年法務省令第6号)が平成27年5月1日に施行されたこととともない、平成27年5月開催の当社取締役会の決議により内容を一部改訂しており、上記の基本方針は当該改訂がなされた後のものです。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役の職務執行

取締役会規程ならびにその他の社内規程を制定し、また、法令規則の改訂や社会情勢の変化に応じて随時改訂し、取締役が法令、定款ならびに経営理念に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を16回開催し、また、会社法第370条に定める決議を5回実施しております。

② 監査役の職務執行

社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を実施するとともに、取締役会への出席、代表取締役、会計監査人ならびに監査室との間で適宜情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。なお、当事業年度において監査役会を15回開催しております。

③ 内部監査の実施

監査室は、監査計画に基づき内部監査を実施し、代表取締役に報告書を提出しております。

④ 財務報告にかかる内部統制

監査室は、内部統制に関する基本計画に基づき内部統制評価を実施しております。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示の単位未満を切り捨てております。

連 結 貸 借 対 照 表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	11,498,176	I 流動負債	2,689,151
現金及び預金	6,953,606	支払手形及び買掛金	1,349,506
受取手形及び売掛金	2,903,460	短期借入金	143,499
電子記録債権	20,721	一年以内返済予定 長期借入金	652,800
商品及び製品	532,170	リース債務	29,071
仕掛品	545,015	未払法人税等	39,368
原材料及び貯蔵品	437,920	未払消費税等	7,377
繰延税金資産	4,401	設備関係支払手形	54,241
その他	103,760	その他	413,286
貸倒引当金	△2,881		
II 固定資産	6,612,860	II 固定負債	5,952,289
1.有形固定資産	4,912,672	長期借入金	4,826,227
建物及び構築物	1,690,707	リース債務	49,266
機械装置及び運搬具	1,175,717	繰延税金負債	188,907
土地	1,679,923	役員退職慰労引当金	94,912
リース資産	63,728	退職給付に係る負債	789,162
建設仮勘定	172,605	資産除去債務	3,811
その他	129,990		
2.無形固定資産	129,773	負債の部合計	8,641,441
のれん	64,659	(純資産の部)	
リース資産	14,610	I 株主資本	9,071,916
その他	50,504	1. 資本金	4,791,796
3.投資その他の資産	1,570,413	2. 資本剰余金	2,995,928
投資有価証券	1,263,898	3. 利益剰余金	1,701,204
関係会社株式	53,600	4. 自己株式	△417,013
長期貸付金	3,641	II その他の包括利益累計額	397,679
その他	249,608	1. その他有価証券評価差額金	399,297
貸倒引当金	△335	2. 為替換算調整勘定	106,405
		3. 退職給付に係る調整累計額	△108,023
資産の部合計	18,111,036	純資産の部合計	9,469,595
		負債・純資産の部合計	18,111,036

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 平成27年1月1日
至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,498,712
売 上 原 価		6,456,874
売 上 総 利 益		2,041,837
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,898,017
営 業 利 益		143,820
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	31,706	
そ の 他	23,610	55,317
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	42,671	
為 替 差 損	25,897	
そ の 他	12,134	80,703
経 常 利 益		118,435
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	278,688	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,677	
為 替 換 算 調 整 勘 定 取 崩 益	1,650	284,015
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	132,461	132,461
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		269,989
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		63,010
法 人 税 等 調 整 額		△1,239
少 数 株 主 損 益 調 整 前 当 期 純 利 益		208,218
当 期 純 利 益		208,218

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年1月1日
至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成27年1月1日残高	4,791,796	2,995,928	1,328,218	△416,494	8,699,449
会計方針の変更による累積的影響額			215,858		215,858
会計方針の変更を反映した平成27年1月1日残高	4,791,796	2,995,928	1,544,077	△416,494	8,915,307
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△61,346		△61,346
当期純利益			208,218		208,218
自己株式の取得				△519	△519
連結除外に伴う利益剰余金の増加額			10,256		10,256
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	—	—	157,127	△519	156,608
平成27年12月31日残高	4,791,796	2,995,928	1,701,204	△417,013	9,071,916

(単位：千円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益 累計額合計	
平成27年1月1日残高	437,293	60,414	△172,394	325,313	9,024,763
会計方針の変更による累積的影響額					215,858
会計方針の変更を反映した平成27年1月1日残高	437,293	60,414	△172,394	325,313	9,240,621
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△61,346
当期純利益					208,218
自己株式の取得					△519
連結除外に伴う利益剰余金の増加額					10,256
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△37,996	45,990	64,371	72,365	72,365
連結会計年度中の変動額合計	△37,996	45,990	64,371	72,365	228,974
平成27年12月31日残高	399,297	106,405	△108,023	397,679	9,469,595

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成27年12月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I 流動資産	10,901,807	I 流動負債	2,582,209
現金及び預金	6,472,410	支払手形	969,026
受取手形	418,351	買掛金	472,210
電子記録債権	20,721	一年以内返済予定 長期借入金	652,800
売掛金	2,462,674	リース債務	29,071
商品及び製品	505,573	未払金	261,611
仕掛品	544,014	未払費用	66,888
原材料及び貯蔵品	309,602	未払法人税等	32,157
未収入金	133,112	前受金	16,355
その他	38,346	預り金	25,401
貸倒引当金	△3,000	設備関係支払手形	54,241
		その他	2,445
II 固定資産	6,589,018	II 固定負債	5,452,312
1. 有形固定資産	4,631,889	長期借入金	4,469,900
建物	1,444,294	リース債務	49,266
構築物	36,029	繰延税金負債	163,736
機械及び装置	1,107,520	退職給付引当金	670,685
車両運搬具	2,771	役員退職慰労引当金	94,912
工具、器具及び備品	125,017	資産除去債務	3,811
土地	1,679,923		
リース資産	63,728	負債の部合計	8,034,522
建設仮勘定	172,605		
2. 無形固定資産	15,270	(純資産の部)	
ソフトウェア	435	I 株主資本	9,057,006
リース資産	14,610	1. 資本金	4,791,796
その他	224	2. 資本剰余金	2,995,928
		資本準備金	1,197,949
		その他資本剰余金	1,797,979
3. 投資その他の資産	1,941,858	3. 利益剰余金	1,686,294
投資有価証券	1,263,898	その他利益剰余金	1,686,294
関係会社株式	445,898	別途積立金	500,000
長期貸付金	3,641	繰越利益剰余金	1,186,294
生命保険掛金	164,188	4. 自己株式	△417,013
その他	64,566	II 評価・換算差額等	399,297
貸倒引当金	△335	その他有価証券評価差額金	399,297
		純資産の部合計	9,456,303
資産の部合計	17,490,825	負債・純資産の部合計	17,490,825

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 平成27年1月1日
至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		8,377,260
売 上 原 価		6,467,789
売 上 総 利 益		1,909,471
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,838,115
営 業 利 益		71,356
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	31,400	
そ の 他	54,408	85,809
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	37,363	
為 替 差 損	24,830	
そ の 他	37,199	99,392
経 常 利 益		57,772
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	280,517	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	3,677	284,195
特 別 損 失		
固 定 資 産 廃 棄 損	98,277	98,277
税 引 前 当 期 純 利 益		243,689
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		43,301
法 人 税 等 調 整 額		△21
当 期 純 利 益		200,410

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 平成27年1月1日
至 平成27年12月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計
平成27年1月1日残高	4,791,796	1,197,949	1,797,979	2,995,928
会計方針の変更による累積的影響額				
会計方針の変更を反映した平成27年1月1日残高	4,791,796	1,197,949	1,797,979	2,995,928
当期中の変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)				
当期中の変動額合計	—	—	—	—
平成27年12月31日残高	4,791,796	1,197,949	1,797,979	2,995,928

(単位：千円)

	株 主 資 本				自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
	利 益 剰 余 金			利益剰余金合計		
	そ の 他 利 益 剰 余 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
平成27年1月1日残高	500,000	831,373	1,331,373	△416,494	8,702,604	
会計方針の変更による累積的影響額		215,858	215,858		215,858	
会計方針の変更を反映した平成27年1月1日残高	500,000	1,047,231	1,547,231	△416,494	8,918,462	
当期中の変動額						
剰余金の配当		△61,346	△61,346		△61,346	
当期純利益		200,410	200,410		200,410	
自己株式の取得				△519	△519	
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)						
当期中の変動額合計	—	139,063	139,063	△519	138,543	
平成27年12月31日残高	500,000	1,186,294	1,686,294	△417,013	9,057,006	

(単位：千円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
平成27年1月1日残高	437,293	437,293	9,139,897
会計方針の変更による累積的影響額			215,858
会計方針の変更を反映した平成27年1月1日残高	437,293	437,293	9,355,755
当期中の変動額			
剰余金の配当			△61,346
当期純利益			200,410
自己株式の取得			△519
株主資本以外の項目の当期中の変動額(純額)	△37,996	△37,996	△37,996
当期中の変動額合計	△37,996	△37,996	100,547
平成27年12月31日残高	399,297	399,297	9,456,303

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成28年 2月17日

フジコピアン株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 陽子 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田林 一毅 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、フジコピアン株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フジコピアン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成28年2月17日

フジコピアン株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 陽子 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 和田林 一毅 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フジコピアン株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第66期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年1月1日から平成27年12月31日までの第66期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告および附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成28年2月18日

フジコピアン株式会社 監査役会

常勤監査役 根 来 俊 彦 ㊟

監 査 役 大 和 実 ㊟

監 査 役(*) 杉 谷 公 伸 ㊟

監 査 役(*) 飯 田 敏 康 ㊟

(*)は社外監査役

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社は、安定した配当を継続して実施することを基本方針とし、また株主のみなさまへ適切に利益を還元することを重視しております。

当期末の株主配当につきましては、業績の状況および株主のみなさまへの利益還元を勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金4円 総額61,335,636円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成28年3月31日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスの向上および意思決定の迅速化を図ることを目的とし、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）（以下、改正会社法といいます。）が平成27年5月1日に施行されたことにともない新たに創設された監査等委員会設置会社に移行したいと存じます。

定款の主な変更理由は、上記を含め次のとおりであります。

(1) 監査等委員会設置会社への移行にともない、規定の新設、削除など所要の変更を行うものであります。

(2) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、剰余金の配当等を取締役会決議によることができるように規定を新設し、重複する規定を削除するものであります。

(3) 改正会社法において責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことにより、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするため、規定の一部を変更するものです。なお、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

本定款変更は本総会終結の時をもって効力が発生するものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は、変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 3 条 (条文省略)	第 1 条～第 3 条 (現行どおり)
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役の ほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) <u>会計監査人</u>	第 4 条 当社は、株主総会および取締役の ほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (3) <u>会計監査人</u>
(公告方法)	(公告方法)
第 5 条 (条文省略)	第 5 条 (現行どおり)
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 6 条～第 12 条 (条文省略)	第 6 条～第 12 条 (現行どおり)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 13 条～第 19 条 (条文省略)	第 13 条～第 19 条 (現行どおり)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会ならびに <u>監査等 委員会</u>
(員数)	(員数)
第 20 条 当社の取締役は、9 名以内とする。 (新設)	第 20 条 当社の取締役(<u>監査等委員である ものを除く。</u>)は、9 名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役 は、5 名以内とする。</u>
(選任方法)	(選任方法)
第 21 条 取締役は、株主総会において選任する。 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使 することができる株主の議決権の 3 分 の 1 以上を有する株主が出席し、その 議決権の過半数をもっておこなう。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によ らないものとする。	第 21 条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役 とそれ以外の取締役とを区別して、株 主総会において選任する。</u> 2. 取締役の選任決議は、議決権を行使 することができる株主の議決権の 3 分 の 1 以上を有する株主が出席し、その 議決権の過半数をもっておこなう。 3. 取締役の選任決議は、累積投票によ らないものとする。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任期) 第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任期) 第22条 取締役(監査等委員であるものを除く。)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第23条～第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>第23条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第26条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。 ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
	<p>(監査等委員会の招集通知) 第27条 <u>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の決議の省略) <u>第27条</u> 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。 <u>ただし、監査役が当該提案について異議を述べたときを除く。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略) <u>第28条</u> 当社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項につき議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役への委任) <u>第29条</u> 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会規程) <u>第28条</u> (条文省略)</p>	<p>(取締役会規程) <u>第30条</u> (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(監査等委員会規程) <u>第31条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役の報酬等) <u>第32条</u> 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役との責任限定契約) <u>第33条</u> 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。 <u>ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p>
<p><u>第5章 監査役および監査役会</u> <u>(員数)</u> <u>第29条</u> 当社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(削除) (削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(選任方法)</u> <u>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもっておこなう。</u></p>	(削除)
<p><u>(任期)</u> <u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤監査役および常任監査役)</u> <u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u> 2. <u>監査役会は、その決議によって常任監査役を定めることができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。</u> <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(社外監査役との責任限定契約)</u> <u>第35条 当社は、会社法第427条第1項の定めにより、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 計算</p>	<p style="text-align: center;">第5章 計算</p>
<p>(事業年度) 第36条 (条文省略)</p>	<p>(事業年度) 第34条 (現行どおり)</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p>
<p>第37条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 (新設)</p>	<p>第35条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。 2. 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p>
<p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 (新設)</p>	<p>3. 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。 (剰余金の配当等の決定機関)</p>
<p>(中間配当) 第38条 当社は、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として中間配当をすることができる。</p>	<p>第36条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。 (削除)</p>
<p>(配当金の除斥期間) 第39条 (条文省略)</p>	<p>(配当金の除斥期間) 第37条 (現行どおり)</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p>
<p>第1条 当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p>	<p>(監査役の実任免除に関する経過措置) 第1条 第66回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</p>
<p>第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものとする。</p>	<p>(削除)</p>

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、取締役全員(3名)は本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため2名を増員し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	あかしろ かんたろう 赤城 貫太郎 (昭和20年1月31日生)	昭和40年4月 当社入社 昭和63年3月 当社取締役製造本部副本部長 平成2年10月 当社取締役購買部長 平成4年2月 当社営業本部副本部長兼大阪営業部長 平成5年3月 当社取締役技術本部長 平成7年3月 当社常務取締役技術本部長 平成8年6月 当社常務取締役製造本部長 平成13年3月 当社代表取締役常務品質保証部担当兼購買部担当兼海外加工促進担当 平成14年3月 当社代表取締役社長 平成27年12月 当社代表取締役社長兼ソリューション本部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 富士加工株式会社 取締役会長 フジ コピアン (HK) リミテッド 取締役会長 エフシー ベトナム コーポレーション 取締役会長	499,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
2	あか しろ こうたろう 赤 城 耕 太 郎 (昭和40年9月3日生)	平成3年4月 当社入社 平成15年3月 当社取締役社長室長 平成16年3月 当社取締役常務執行役員生産統 括部担当 平成18年3月 当社取締役常務執行役員経営企 画部担当 平成22年2月 当社常務取締役常務執行役員営 業部統括担当 平成23年7月 当社常務取締役常務執行役員企 画室担当 平成24年12月 当社常務取締役常務執行役員経 営企画室担当 平成26年3月 当社取締役上席執行役員経営企 画室担当 平成26年7月 当社取締役上席執行役員経営企 画室担当兼経営企画室長 平成27年8月 当社取締役上席執行役員経営企 画室長 現在に至る (重要な兼職の状況) 鈴花株式会社 代表取締役 オー・ジー株式会社 社外取締役	531,000株
3	えのき ぞの かつ み 榎 園 克 巳 (昭和37年10月25日生)	昭和61年4月 大王製紙株式会社入社 平成11年12月 日本フルーツ株式会社出向 取締役営業本部長 平成17年10月 株式会社美幸堂出向 常務取締役営業本部長 平成20年9月 大王製紙株式会社板紙本部部长 代理 平成24年6月 当社入社 平成24年12月 当社営業部長 平成25年12月 当社執行役員営業部長 平成27年3月 当社取締役上席執行役員営業部 担当兼営業部長兼東京支店長 平成27年8月 当社取締役上席執行役員 ソリューション本部副本部長兼 営業部長兼東京支店長 平成27年12月 当社取締役上席執行役員 ソリューション本部長代行兼第 一営業部長兼第二営業部長兼東 京支店長 現在に至る	1,000株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 する 当社株式の数
4	※ よこ い しげ み 横 井 滋 実 (昭和28年4月14日生)	平成14年2月 株式会社カテックス入社 平成22年4月 当社入社フジ コピアン (H K) リミテッド出向 平成22年12月 当社生産統括部購買部長 平成23年7月 当社営業二部長 平成24年9月 富士加工株式会社出向 平成25年12月 当社執行役員富士加工株式会社 出向エフシー ベトナム コーポ レーション取締役社長 平成26年12月 当社執行役員エフシー ベトナ ム コーポレーション出向 取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) フジ コピアン (HK) リミテッド取締役社長	2,000株
5	※ うえ だ まさ たか 上 田 正 隆 (昭和37年7月25日生)	昭和61年10月 株式会社第一勸業銀行(現株式 会社みずほ銀行) 入行 平成8年3月 同行人事部付慶應ビジネススク ール派遣 平成13年7月 同行業務企画室企画調査役兼人 事室付企画調査役 平成14年4月 株式会社みずほ銀行業務企画部 参事役 平成19年2月 同行事務統括部事務リスク管理 室長 平成23年6月 同行業務監査部副部長 平成26年5月 当社出向、顧問 平成26年7月 当社出向、管理部長 平成27年3月 当社入社、執行役員管理部長 現在に至る	1,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任候補者であります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	※ ね ころ とし ひこ 根 来 俊 彦 (昭和28年4月21日生)	昭和62年9月 当社入社 平成13年12月 当社開発部長 平成14年3月 当社取締役開発部長 平成16年3月 当社執行役員生産統括部開発部長 平成20年12月 当社上級執行役員生産統括部長兼開発部長兼環境・品質統制室長 平成21年3月 当社取締役常務執行役員生産統括部長兼開発部長兼環境・品質統制室長 平成21年12月 当社執行役員生産統括部開発部長 平成24年12月 当社上級執行役員開発部担当常務取締役付 平成25年3月 当社常勤監査役 現在に至る	14,000株
2	※ すぎ たに きみ のぶ 杉 谷 公 伸 (昭和22年3月14日生)	昭和44年4月 株式会社池田銀行(現株式会社池田泉州銀行)入行 平成9年6月 同行監査役 平成15年6月 池銀投資顧問株式会社代表取締役社長 平成19年12月 ソリオ宝塚都市開発株式会社常勤監査役 平成22年3月 当社監査役 現在に至る	0株

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
3	※ <small>ほん だ のり お</small> 本 多 紀 雄 (昭和27年5月26日生)	昭和51年4月 東京海上火災保険株式会社（現 東京海上日動火災保険株式会 社）入社 平成13年6月 同社東京企業第二本部石油エネ ルギー営業部長 平成16年10月 東京海上日動火災保険株式会 社企業営業開発部長 平成19年6月 同社執行役員企業営業開発部長 平成19年8月 同社執行役員化学産業営業部長 平成20年6月 同社常務執行役員 平成23年6月 同社顧問(常勤) 平成24年6月 同社常勤監査役 現在に至る	0株

- (注)
1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. ※印は、新任候補者であります。
 3. 監査等委員候補者杉谷公伸氏および本多紀雄氏は、監査等委員である社外取締役の候補者であります。
 4. 上記2氏を社外取締役候補者とした理由は次のとおりであります。
 - (1) 杉谷公伸氏は、社外監査役として当社経営全般に対時的確な助言と監査を遂行していただいた実績を有しております。また、他社で重要な役職に就かれていたこともあり豊富な経営経験も有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
 - (2) 本多紀雄氏は、他社で長年にわたり重要な役職に就かれた後、他社で監査役をお勤めになられた豊富な経験も有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
 5. 各候補者が監査等委員に就任された場合には、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社との間で会社法第427条第1項および変更後の定款第33条にもとづき、当社と各候補者との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約にもとづく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。
 6. 当社は、杉谷公伸氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本議案が原案どおり承認可決された場合、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。また、本多紀雄氏が原案どおり選任された場合、新たに独立役員となる予定であります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
あい ない しん いち 相 内 真 一 (昭和30年1月22日生)	昭和54年4月 大阪弁護士会登録 平成元年4月 礪川・相内法律事務所を共同開設 平成8年4月 グローバル法律事務所副代表 (現任) 平成23年6月 日本基礎技術株式会社社外監査役 現在に至る	0株

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 相内真一氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 相内真一氏につきましては、弁護士として培われた法律知識を、社外取締役に就任された場合に当社の管理体制に活かしていただくため、補欠の社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 相内真一氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として法務に精通し、また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場にあることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。
5. 当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、当社との間で会社法第427条第1項および変更後の定款第33条にもとづき、法令に定める最低限度額を損害賠償責任限度額とする責任限定契約を締結することができる旨定めております。これにより相内真一氏が社外取締役に就任された場合には、社外取締役として当社と同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。当該契約にもとづく賠償責任限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。

第6号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件

当社の役員の報酬額は、平成19年3月29日開催の定時株主総会において取締役の報酬額を年額3億6千万円以内にご承認いただき現在に至っておりますが、第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、本総会終結の時をもって、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額3億6千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は3名ですが、本議案にかかる取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、第2号議案および第3号議案が原案どおり承認可決されますと5名となります。

また、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとします。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第2号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、本総会終結の時をもって、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額6千万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第2号議案および第4号議案が原案どおり承認可決されますと、監査等委員である取締役は3名となります。

なお、本議案の決議の効力は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されること、および同議案の決議による定款変更の効力が発生することを条件として生じるものとします。

第8号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

平成27年12月31日をもって取締役を退任された福井三和氏に対し、その在任中の労に報いるため退職慰労金を当社所定の基準に従い相当額の範囲内で贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
ふく 福 い 井 み 三 わ 和	平成27年3月 当社取締役上席執行役員社長補佐
	平成27年8月 当社取締役上席執行役員社長補佐 兼ソリューション本部長
	平成27年12月 当社取締役退任

第9号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって監査役を退任されます根来俊彦、大和 実、杉谷公伸、飯田敏康の4氏に対し、その在任中の労に報いるため退職慰労金を当社所定の基準に従い相当額の範囲内で贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査等委員である取締役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
ね 根 ごろ 来 とし 俊 ひこ 彦	平成25年3月 当社常勤監査役 現在に至る
やま 大 と 和 みのる 実	平成22年3月 当社常勤監査役 平成26年3月 当社監査役 現在に至る
すぎ 杉 たに 谷 きみ 公 のぶ 伸	平成22年3月 当社監査役 現在に至る
いい 飯 だ 田 とし 敏 やす 康	平成24年3月 当社監査役 現在に至る

以上

メ

モ

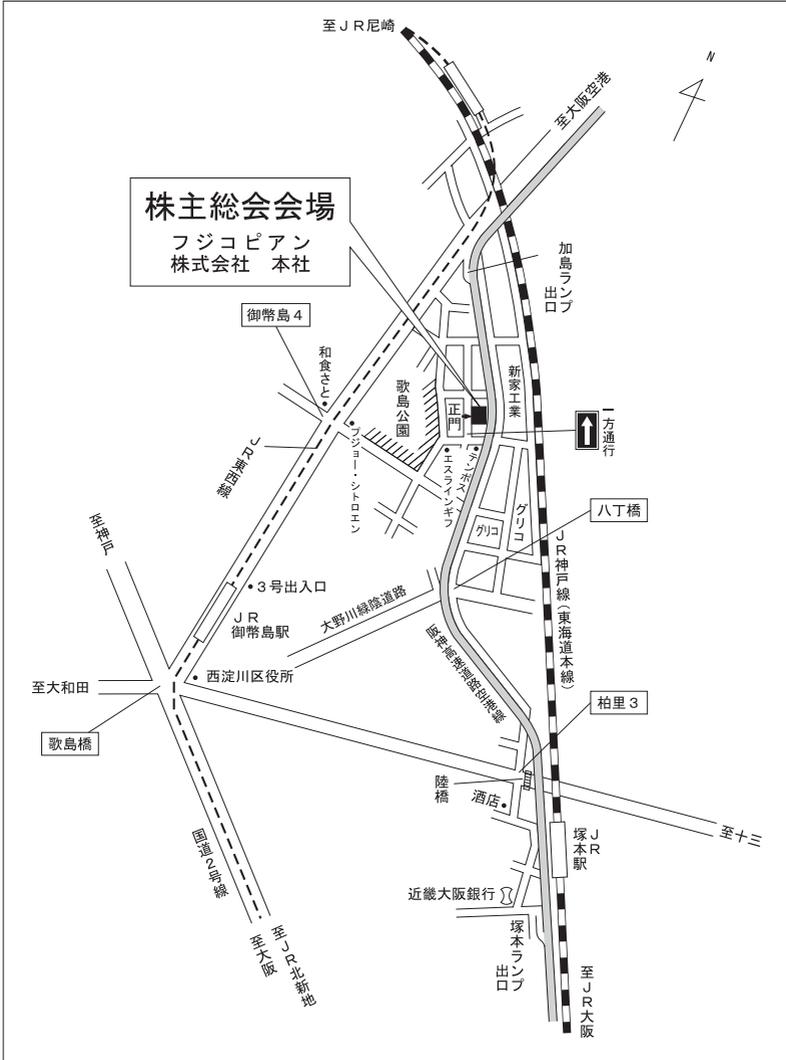
Handwriting practice lines consisting of 18 horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

(フジコピアン株式会社)
本社 4階ホール

所在地：大阪市西淀川区御幣島五丁目4番14号

電話06(6471)7071



- JR神戸線(東海道本線)塚本駅より約1.5km(改札口出て右側)
- JR東西線御幣島駅より約1.1km(3号出入口)
- 駐車場の用意ができませんので、あしからずご了承ください。